



佐賀県公報

平成16年
2月16日
(月曜日)
第 12417号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 平成十六年二月定例県議会の招集

(一〇九・財政課) 一

- ヨーネ病の発生
- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

- 鳥栖基山都市計画区域における流通業務地区及び流通業務団地に

(生活文化課) 二

- 鳥栖流通業務団地整備事業の環境影響評価準備書

(まちづくり推進課) 二
(告 示・八) 三

- 選挙管理委員会の招集

○ 告 示

●佐賀県告示第百九号

平成十六年二月二十三日定例県議会を佐賀県議會議事堂に招集する。

平成十六年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次り家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

●佐賀県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成一六年二月三日	杵島郡白石町	二頭	乳用牛

●佐賀県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月十六日から平成十六年三月十五日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	区 域	幅 員 メートル	延 長 メートル	後 の 変 更 前 の 後
一般国道 二六三号	佐賀郡大和町大字梅野字下田八三八 番一地先から 佐賀郡大和町大字梅野字釜石ヶ原三 五二番三地先まで	佐賀郡大和町大字梅野字下田八三八 番一地先から 佐賀郡大和町大字梅野字釜石ヶ原三 五二番三地先まで	七三・六	八〇一・一	前
前	五〇・五	一〇・五	八〇一・一	八〇一・九	一〇・五
一〇・五	八〇一・九	八〇一・九	八〇一・九	八〇一・九	五二番三地先まで

第12417号

平成16年2月16日(月)

群岡県賀佐

田中・佐賀県土木総務課及び佐賀土木事務所において、一般の縦覧に掛かる。
平成十六年1月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	歩用闊歩の区間	歩用闊歩の段
一般国道 11号	佐賀郡大和町大字梅野字ト田八ノ八番1地先 から 佐賀郡大和町大字梅野字鎌石ヶ原11号1番11 地先地	平成16・11・16

○ 縦 覧

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成15年3月26日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成16年2月16日

佐賀県知事 古川 康

の合併症発症・進展予防（2次予防）、糖尿病合併症進行者の困難予防（3次予防）を実現する健康まちづくりの推進および、これらを実施する団体の支援に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、鳥栖基山都市計画区域における流通業務地区及び流通業務団地に関する都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、鳥栖市及び基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年2月16日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

- (1) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務地区に関する都市計画
- (2) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務団地に関する都市計画

2 都市計画を定める土地の区域

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字ヶヌイの各一部、姫方町字神水川及び字栗内並びに字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田の各一部、原町字長田及び字牟田の各一部並びに飯田町字中の坪及び字川辻の各一部

3 縦覧場所

- (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課
- (2) 鳥栖土木事務所
- (3) 鳥栖市建設部都市計画課
- (4) 基山町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

この法人は、地域住民の糖尿病発症予防（1次予防）、糖尿病既発症者

佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第13条第1項の規定により鳥栖流通業務団地整備事業の環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定により次のとおり公告します。

平成16年2月16日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画決定権者の名称

佐賀県知事 古川 康

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

鳥栖流通業務団地整備事業

流通業務団地造成事業

約67.6ヘクタール

3 都市計画事業が実施されるべき場所

佐賀県鳥栖市幡崎町、姫方町、原町及び飯田町

4 関係地域の範囲

佐賀県鳥栖市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 佐賀県土木部まちづくり推進課
イ 佐賀県経済部産業振興課
ウ 鳥栖市経済部物流対策室

○ 縦覧期間

●佐賀県選挙管理委員会に提出へ
選挙管理委員会による審査を行ふ。
平成十六年二月十九日曜日及び日曜日は除きます。
平成16年2月16日(月)から平成16年3月15日(月)まで。ただし、土

(3) 縦覧時間

9時から17時まで

6 意見書の提出

環境影響評価準備書について環境保全の見地から意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができます。

7 6の意見書の提出期限及び提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期限

平成16年3月29日(月)

(2) 意見書の提出先

佐賀県土木部まちづくり推進課

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

(3) その他提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境保全の見地からの意見及びその理由

8 説明会の開催日時及び場所

(1) 日時 平成16年2月29日(日)午後1時から3時まで

(2) 場所 鳥栖市宿町807番地の17 鳥栖市中央公民館

1 口座 平成十六年二月十九日午後四時三十分

佐賀県選挙管理委員会
総監事 松尾紀男

申購
込先
料
一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

二 場所 選挙管理委員会室
三 議題

- (一) 市町村選挙の結果について
(二) その他

発行者 平成十六年二月十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画（株）